

健保事務担当者 様

## 遠隔地の健診について

遠隔地で健診を受けられる被保険者の方の申請書です。様式等が変更になっていますので、必ずこの用紙を使用して下さい。

XML データが作成できない健診機関で受診した場合、「特定健診結果記入票(個別)」を添付して下さい。

### 利用方法

1. 受診希望の被保険者(35歳以上)に、「健診補助金交付申請書」・「標準的な質問票」・「特定健診結果記入票(個別)」を渡す。

「特定健診結果記入票(個別)」は被保険者が記入して下さい。健診機関にて記入の場合転記料が発生しても補助できません。

※この用紙は、組合が契約していない健診機関で受診する場合があります。  
契約機関で健診を受ける場合、「岐阜県外の生活習慣病健診受診申込書」を事前に組合に提出する必要があります。(事後申請は、補助対象外となります)

2. 被保険者から**健診結果のコピー・記入済の質問票と特定健診に係るXMLデータ若しくは特定健診結果記入票(個別)**を添付の上、申請書をもらう。

3. 会社にて、申請書の事業所名・代表者名欄に押印する。

4. 別紙の実施被保険者名簿に番号と氏名を記入する。

5. **名簿・申請書・健診結果のコピー・質問票・XMLデータ若しくは特定健診結果記入票(個別)**を保険組合へ提出する。

※用紙は必要に応じてコピーし、ご使用下さい。

※健診の補助金額には、上限があります。